

返済不要です

<県外校：生徒・保護者向け案内文>

令和8年度（2026年度）

熊本県奨学のための給付金/熊本県専攻科の
生徒への奨学のための給付金における
一部早期給付の申請について

熊本県では、家庭の家計状況にかかわらず、進学のある意志のある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等における授業料以外の教育に必要な経費（教材費、学用品費等）を支援するため、熊本県奨学のための給付金（以下「給付金」といいます。）を設けています。

今回の募集は特に負担の大きい入学時に必要な支援を受けることが出来るよう、新入生に対して、4月～6月分に相当する額の一部早期給付を行うものです。なお、一部早期給付は希望者のみを対象とし、7月～翌年3月分に相当する額につきましては、再度申請が必要になりますのでご注意ください。

1度の申請で年額（4月～翌年3月分相当）を受給されたい場合は、7月頃に実施する通常の募集において申請してください。

また、一部早期給付では令和7年度の課税証明書、通常の募集では令和8年度の課税証明書で審査するため、一部早期給付では対象となったが、通常募集では対象にならなかったというケースが存在します。その場合は、一部早期給付での支給額を年額とします。

1 給付金額（4～6月分） ※年額の1/4

世帯区分 学校区分	生活保護 (生業扶助) 受給世帯	保護者全員の所得割の合算額が 0円以上 100円未満(非課税世帯)
通信制・専攻科以外	13,150円	38,000円
通信制		13,025円
専攻科	13,025円	

※着用が義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損したことで、再度制服の購入が必要である高校生等

- 専攻科以外・・・1人当たり：81,000円（非課税世帯）
- 専攻科・・・・・・1人当たり：81,000円（非課税世帯）

年額の申請の募集及び一部早期給付の残額の

申請については別途お知らせします。

2 早期交付決定の通知

提出された書類を県において審査のうえ、高校生等が在籍する私立高等学校等を通じて8月末頃に書面で結果をお知らせする予定です。

3 早期給付金の交付

早期給付金の交付は、申請時に届け出られた金融機関の口座に振り込みます。交付の時期は8月末日を予定しています。(書類不備等で給付が遅れる場合があります。)

なお、申請書に虚偽の記載を行うなどで、本来受けることができない給付金の交付を受けた場合は、交付決定を取り消され、その全額を直ちに返還しなければなりません。

4 早期給付金を受け取ることができる方

早期給付金を受け取ることができるのは、令和8年(2026年)4月1日時点で在学している高校生等の保護者のうち、次の要件のいずれにも該当する方です。

【専攻科以外】

- (1) 対象となる高校生等が認定基準日時点で高等学校等に在学し、かつ、高等学校等就学支援金等の支給を受ける資格を有すること。
- (2) 高校生等の保護者等が、熊本県内に住所を有すること。
- (3) 高校生等の保護者等全員に住民税所得割が課税されていないこと又は高校生等の保護者等が生活保護(生業扶助)を受給していること。※その他の区分に当てはまる場合の申請については別途案内します。

【専攻科】

- (1) 対象となる生徒が認定基準日時点で高等学校専攻科に在学し、かつ、高等学校等専攻科支援金の支給を受ける資格を有していること。
- (2) 高校生等の保護者等が、熊本県内に住所を有すること。
- (3) 高校生等の保護者等全員に住民税所得割額が課税されていないこと(生活保護を受給しているか否かに関わらず対象)。※その他の区分に当てはまる場合の申請については別途案内します。

※ 高校生等に対して、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(令和5年5月10日こ支家第47号)」による見学旅行費又は特別育成費(児童福祉法第38条による母子生活支援施設の高中生等を除く)が措置されている場合は、給付金を受け取ることはできません。

※ 税の修正申告や税額の更正決定による県民税・市町村民税の変更があった場合には、支給額が変更になることがありますので、必ず学校又は県に連絡してください。

5 申請の手続き

給付金を申請する方は、申請期限までに、学校へ次の書類を提出してください。

生活保護（生業扶助）受給世帯（専攻科を除く）

- ① 「熊本県奨学のための給付金交付申請書」
- ② 「生活保護法第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書」
※ 4月1日時点の生業扶助の措置状況が確認できる場合は、「保護証明書」でも可。
- ③ 高等学校等就学支援金等の支給決定通知書（高等学校等就学支援金等の支給が未決定の場合は、住民票の写し等）
- ④ 「振込口座が確認できる書類」（通帳の表紙やキャッシュカードのコピー等）
※ 「貼付け台帳」に添付して提出してください。
※ 給付金は福祉事務所等と相談のうえ、生業扶助（高等学校等就学費）で給付される経費と重複しない授業料以外の教育に必要な経費（修学旅行の積立金など）として活用ください。

住民税所得割非課税世帯（専攻科を除く）

- ① 「熊本県奨学のための給付金交付申請書」
- ② 保護者等全員分の令和7年度（2025年度）分の住民税所得割が非課税であると確認できる「課税証明書等」。
<課税証明書等（以下のいずれか1種類）>
 - ・ 課税証明書（市町村役場で発行）
 - ・ 特別徴収額の決定・変更通知書（勤務先を通じて配布）
 - ・ 納税通知書（自営業の場合に市町村から送付）
- ③ 高等学校等就学支援金等の支給決定通知書（高等学校等就学支援金等の支給が未決定の場合は、住民票の写し等）
- ④ 「振込口座が確認できる書類」（通帳の表紙やキャッシュカードのコピー等）
※ 「貼付け台帳」に添付して提出してください。
※ 申請者以外の口座を指定する場合、「受領委任状」が必要です。
- ⑤ 着用が義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損したことで、再度制服の購入が必要である場合は、「罹災証明書」と「制服の再購入に係る誓約書・制服の再購入に係る証明書」を提出してください。

専攻科の生徒で、生計維持者全員の住民税所得割の合算額が0円以上100円未満（非課税世帯）に該当する世帯

- ① 「熊本県専攻科の生徒への奨学のための給付金交付申請書」
- ② 保護者等全員分の令和7年度（2025年度）分の住民税所得割額と扶養人数が確認できる課税証明書
- ③ 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の支給決定通知書（高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の支給が未決定の場合は、住民票の写し等）
- ④ 「振込口座が確認できる書類」（通帳の表紙やキャッシュカードのコピー等）
※ 「貼付け台帳」に添付して提出してください。
※ 申請者以外の口座を指定する場合、「受領委任状」が必要です。
- ⑤ 在学証明書（高校生等が在籍する学校が申請書を取りまとめない場合。なお、4/1現在で在学していると確認できるものであれば学校の様式でも可。）
※ 申請書の取りまとめの有無については学校に確認してください。
- ⑥ 着用が義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損したことで、再度制服の購入が必要である場合は、「罹災証明書」と「制服の再購入に係る誓約書・制服の再購入に係る証明書」を提出してください。

※ 受給回数に関して、全日制は3回、定時制・通信制は4回を上限とする。ただし、熊本県高等学校等学び直し支援金交付要項第2条に規定する対象者については、全日制は4回、定時制・通信制は5回となります。また、専攻科においては2回（当該生徒の通う高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回）を上限となります。

熊本県への提出期限：令和8年（2026年）7月6日（月）

熊本県に直接提出する場合の提出先

〒862-8570

熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県庁 私学振興課

（熊本県の連絡先：096-333-2064）

※ 可能な限り、書留郵便等、記録が残る形で郵送してください。

※ 学校で申請書等の取りまとめを行う場合は、学校の定める期限までに学校へ提出してください。

学校への提出期限：令和8年（2026年） 月 日（ ）

学校の連絡先： - -